

平成 28 年度 自治会懇談会（吉倉宿舎）

○日 時：平成 29 年 2 月 16 日（木） 18：30～19：45

○場 所：吉倉公務員宿舎 集会所

○出席者：19 人

○質疑応答

1	医療費の免除が今月までで終わった場合、今まで通り子どもは免除になるのか。震災後はなかったが、子どもの免除証明はもらえるか。	国の予算の関係でまだ決まっていないが、あと 1 年減免が延長される見込み。18 歳以下の免除は、県の制度で、今まで通りとなる。証明書は出すことになる。
2	郵便は戻ったら家に届けてもらえるか。	郵便局に転送届を出す必要があるが、4 月から届けてもらえる。
3	新聞はどこから届けてもらうのか。価格は。	まだ決まっていないが、原町の新聞店になる見込み。配達開始日や住所を連絡する必要がある。配達前の仕分けや昼に待機する場所の確保について、村で検討中。価格は新聞によるが、月 3,000 円くらい。
4	郵便の転送はいつまでしてもらえるか。	今までは避難だったので、全て転送だったが、解除後は配達先不明にならないよう、年 1 回更新が必要で、ここから移った場合は転送届が 2 枚必要になる。
5	タクシーが遅れてスクールバスの時間に間に合わなくなった場合は、村の学校まで行ってくれるか。	村とタクシー会社の間で、そういう契約をすれば、責任もって運んでもらえるようにできるのではないかと。
6	村の学校に通うバスのルートはいつ決まるのか。夏ごろには示してほしい。学校のことについても、アンケート等で繰り返し意向調査してはどうか。	教育委員会が多忙な中だが、できるだけ早く示せるようにしたい。学校がない村には未来がない。飯舘は 190 人と他より遥かに多いが、遅れれば大幅に減る。少なくとも再開させたいので、協力いただける方は協力願いたい。
7	退去する時、部屋の修繕や掃除、水道管の掃除は自分でするのか。	仮設など後に使わない場合は、壊すだけなので修繕等は必要ない。一方、この宿舎は財務省から借りており、常識

		的な使い方をしていけば修繕料はかからない。退去検査で破損がひどい場合は、修繕料を頂く場合がある。
8	家庭を持っている人は殆どいなくなる。来年度に自治会の解散になるかもしれない。最後に出る時の共用部分はどうなるのか。	財務省から年 1 回、1 月に次年度の使用予定の照会がある。来年度は延長要望済み。自治会解散後、共用部分の対応は村で行う。
9	仮設住宅は、来年 3 月に壊すので出なければいけないという話を聞いたが本当か。	それはない。1 年ごとに延長するかどうかの判断がある。
10	村の電気料金は、こちらに住みながら電気を切らずに移ってもかかるのか。	村に戻らなくても、11 月から電気料金はかかる。
11	セキュリティ（警備会社への通報システム）は、戻ってからどうなるか。	震災後 5 年間の 2 期目（32 年度）までだろう。国の支援がその前に切れる可能性もある。
12	見守り隊は今後も続くのか。	見守り隊は、少なくともあと 1 年はやる。ただ、やる人が少なく、村外の人がやっていて、かえって危険との指摘も受けた。村の人にやって頂きたいが仕方ない状況。飯舘村は現在 80 人体制だが、他の自治体は 10 人程度。当初は約 400 人いた経緯を説明し、存続に努めている。
13	家の農地の草刈りなどは、自分でできる場合は良いが、動けなくなった場合にはどうなるのか。	刈った草をどうするかが問題。昔は乾かして燃やせばよかったが、今年実験をして放射線の濃度がどうなるか、その結果やってよくなるか、国に実施を求めている。
14	家屋の解体が終わった場合、村に申告が必要か。	建物はすべて村の台帳に登録してあるので、解体したら大小にかかわらず村に報告していただきたい。課税する前に確認する。
15	畦畔の場合は未除染なので草刈りできない。野焼きができればよい。	野焼きは、実証して線量がどうなるのか確かめたうえ、大丈夫なら村に任せよう、国と交渉している。